

静 情 審 第 1 2 号
平成23年 7 月 26 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年 2 月21日付け下土総第169号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

再計算した構造計算書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第172号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成23年1月31日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「特定行政庁対が、有限会社〇〇に対し、建築基準法12条5項の規定に基づく報告書の構造計算書において、対象土地の許容地耐力 $10\text{N}/\text{m}^2$ の地質調査及び対象建物の層間変形角の地震係数 $Z_n=1.0$ を前提として再計算された構造計算書。」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成23年2月2日、実施機関は、開示請求に係る公文書を「（有）〇〇が提出した、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書の構造計算書を、対象土地の許容地耐力 $10\text{N}/\text{m}^2$ の地質調査及び対象建物の層間変形角の地震係数 $Z_n=1.0$ を前提として再計算した構造計算書」とし、これを保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成23年2月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成19年5月上旬、有限会社〇〇（以下「法人A」という。）は、実施機関に対し、法人Aが建築主である〇〇市内の建物（以下「本件建物」という。）が平成9年時に建築確認済証を交付されたが完了検査を実施していないとして相談したところ、実施機関は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項の規定に基づき、法人Aに対して報告書の提出を求めた。
- (2) 平成19年6月4日、法人Aは、構造設計図書のみ添付した報告書を実施機関に提出したが、当該構造計算書は、平成17年5月頃に法人Aが耐震補強設計を建築士に依頼した際の基礎資料である。
- (3) 平成19年6月28日、実施機関は、法第20条違反だけを記載した是正書を法人Aに交付した。
- (4) 平成22年12月9日、実施機関は、本件建物に関する現地調査を実施し、翌10日、調査結果を記載した書面を法人Aに交付した。
- (5) 平成22年12月14日、実施機関は、法人Aが建物撤去による是正の方針であるため、

追加の是正書交付は行わないことを処理方針とした。

- (6) 耐震補強設計の基礎資料となる構造計算検討書と法第12条第5項の規定に基づき提出されるべき構造計算書とは異なる概念であり、真正なる報告を求めること、それから真正なる確認処分をすることを異議申立人が実施機関に対して求めても、実施機関は何ら応答しない。
- (7) 法第12条第5項の規定が、同法施行の万全を期することを目的とした行政調査（報告徴収権）の根拠規定であることに異論はない。しかしながら、当該建築物の工事着手前に、建築基準関係規定に適合するものであるかどうか、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない作為義務を怠っている建築物について、そのときの適切な報告者に対して、「事後の対応」として特定行政庁に対物処分の権限を付与したものである。したがって、実施機関としては「法の命令に従い、法の許容する範囲内」の「適切な権限行使」を期待されているのであって、恣意、独断の権限行使を認められているのではない。
- (8) 異議申立人が開示請求の対象としている文書については、実施機関が現に物理的に保有していないことは認めるが、実施機関は、法人Aに作成及び提出を求めて取得した上で開示すべきである。なお、取得すべき文書は、平成19年6月に法人Aが実施機関に提出した報告書に添付された構造計算書ではなく、当該構造計算書に用いられている係数等の数値を、異議申立人が用いるべきとするものに置き換えて再計算された構造計算書である。
- (9) 静岡県公文書開示事務等取扱要綱第3、3(4)によれば、文書不存在の場合、その理由を明記しなければならないとされており、理由記載例は、「請求に該当する行政活動は行っておらず、公文書を作成又は取得していない」などである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法第12条第5項は、同法施行の万全を期するために、特定行政庁等に報告要求権を付与したものであり、特定行政庁等は、必要の都度、その裁量により報告を求めることができることを定めたものである。どのような報告を求め、どのような指導を行うかは、いずれも特定行政庁等が判断するものである。
- (2) 平成19年5月、本件建物に関し、実施機関は、法第12条第5項の規定に基づき報告書の提出を求め、平成19年6月4日付けで法人Aから実施機関に対して構造計算書を添付した報告書が提出された。

開示請求に係る公文書は、この報告書に添付された構造計算書について、計算に用いられている係数等の数値を異議申立人が指定する数値に置き換えて再計算した場合の構造計算書のことを指す。

なお、ここでいう数値とは、許容地耐力の数値及び地震地域係数のことで、報告書に添付された構造計算書では、許容地耐力 3.5 t/m^2 、地震地域係数（ Z_s ）1.2の数値を採用している。

- (3) 報告書は法人Aに対する違反是正指導の一環として提出されたもので、これを受け

た実施機関は、報告書に記載された構造上の違反に基づいて是正書を交付した。

当該報告時に提出された構造計算書は、違反を是正すべき立場にある法人Aの依頼により設計者が建築士としての判断の基に作成したものであり、仮に計算内容に修正等の必要があれば、それは違反是正の中で行うべき事項である。また、計算に採用されている数値はいずれも法で定められた基準を満たしており、誤記や計算ミスでないことは明らかである。

法人Aは本件建物の是正手段として、取壊し（撤去）の意思表示をしていることから、違反是正のために数値を訂正する必要はない。

実施機関は異議申立人の請求に係る構造計算書を法人Aから取得する必要はないと判断して提出を求めておらず、また、法人Aから当該公文書の自主的な提出もなされていない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における開示請求に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、本件処分に当たり、「（有）〇〇が提出した、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書の構造計算書を、対象土地の許容地耐力 $10\text{N}/\text{m}^2$ の地質調査及び対象建物の層間変形角の地震係数 $Z_n=1.0$ を前提として再計算した構造計算書」を本件対象文書として特定している。

この点に関し、異議申立人は、実施機関が本件対象文書とした構造計算書に用いられている係数等の数値とは異なる数値により再計算された構造計算書が請求対象となる公文書である旨、当審査会の文書照会に対して回答を行ったため、口頭意見陳述の際にその趣旨を確認したところ、法人Aから既に提出され実施機関が保有している構造計算書ではなく、異議申立人が置き換えるべきとして指定する数値を用いて再計算されたものを開示請求の対象としているとのことであった。

実施機関としては、開示請求書に記載された係数等の数値を公文書非開示決定通知書に引用しつつも、上記4(2)のとおり、異議申立人が主張するような意味で開示請求の対象を理解しており、本件対象文書の特定に問題はないものと認められる。

(2) 本件対象文書の不存在について

実施機関によれば、法第12条第5項の規定は、同法施行の万全を期するために、特定行政庁等に報告要求権を付与したものであり、特定行政庁等は、必要の都度、その裁量により報告を求めることができることを定めたもので、どのような報告を求め、どのような指導を行うかは、いずれも特定行政庁等が判断するものとされている。

そして、実施機関としては、本件対象文書を取得する必要があると判断して法人Aに対して提出を求めておらず、法人Aからも自主的な提出もなされていないため、本件対象文書は不存在であるとしており、この事実については、異議申立人も認めているところである。

以上により、本件対象文書については、実施機関において保有しておらず、存在していないものと認められる。

なお、異議申立人は、本件対象文書については、実施機関が法に基づいた適切な権限行使を行って、法人Aに対して作成及び提出を求めるべきであるとの趣旨の主張をしているが、当審査会は文書の開示、非開示を審議するものであり、異議申立人の上記主張は、本件対象文書に関する当審査会の判断を左右するものではない。

③ 異議申立人のその他の主張について

異議申立てにおける主張の一つとして、非開示決定通知書に記載された理由が静岡県公文書開示事務等取扱要綱の記載例と異なる点を挙げている。

確かに、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるという理由付記制度の趣旨からすれば、静岡県公文書開示事務等取扱要綱の例示を踏まえ、明確に記載することが望ましい。

しかしながら、本件対象文書は、実施機関が法第12条第5項の規定により必要に応じて建物所有者等に提出を求めて取得する性質のものであることに加え、異議申立人において、当該文書を実施機関が取得していない事実を認識しているという事情を踏まえると、条例上の公文書の定義に該当しないなどの理由による公文書の不存在と誤解するおそれはなく、妥当でないとまではいえない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 23 年 2 月 24 日	諮問を受け付けた。	
平成 23 年 3 月 14 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 23 年 4 月 8 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 23 年 4 月 25 日	審議	第 243 回
平成 23 年 5 月 30 日	審議	第 244 回
平成 23 年 6 月 27 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 245 回
平成 23 年 7 月 25 日	審議	第 246 回
平成 23 年 7 月 26 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 243 回～第 246 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 243 回～第 246 回
根 木 真理子	静岡大学 教育学部 教授	第 243 回～第 246 回
望月 律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 243 回～第 246 回
森 俊太	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授	第 243 回～第 246 回
山本 雅昭	静岡大学 人文学部 教授	第 243 回～第 246 回